

「いわき市立常磐病院の引継ぎに関する基本協定書」の骨子

1 引継ぎ時期及び引継ぎ期間について

- 引継ぎ時期は、平成 22 年 4 月 1 日とする。
- 引継ぎ期間は、平成 22 年 3 月 20 日から平成 22 年 4 月 4 日までとする。

2 医療機能の継承等について

- 引き継ぐ病床数は、235 床とする。
- 市及び法人は、円滑な引継ぎを行うため、患者数を調整するなど、適切な対応を図るものとする。
- 法人は、いわき市立常磐病院の後継医療機関募集に関する要領（以下「募集要領」）で掲げた「引継ぎの条件」を遵守するものとする。
- 法人は、引継ぎ時には、提案どおり、内科、外科、整形外科、泌尿器科、小児科、腎臓膠原内科、放射線科、麻酔科、消化器科及び循環器科を開設するものとする。（※ 現在、婦人科及び皮膚科の開設について協議中）
- 法人は、救急医療については、いわき市後継医療機関選定委員会の審査結果報告を踏まえ、診療体制のより一層の充実に努めるものとする。

3 土地の貸付け等について

- 土地は、譲渡後 5 年を目途に有償で譲渡する。
- この間、市有地については無償貸与、民有地については有償貸与とする。

4 建物等の譲渡について

- 建物及び構築物は、無償で譲渡する。
- 募集要領で掲げた医療機器（平成 22 年 3 月 31 日現在で帳簿価格 100 万円以上のもの）は、法人と協議のうえ、有償で譲渡する。

5 財政支援について

- 市は、法人に対し、平成 22 年度に、開設資金として 8 億 8 千万円の「常磐病院継承開設費補助金」を交付するものとする。
- ただし、交付にあたっては、法人は、引継ぎ後最低 10 年以上は 2 次救急体制を継続すること、また、市の承認なく他の医療機関等に病院施設の譲渡又は貸付けを行わないことを条件とする。

6 その他

- 今後、本協定に基づき、市有財産の譲渡契約、賃貸借契約及び診療業務等の引継ぎに関する覚書等を別途締結するほか、本協定の解除や疑義の解決方法などについて規定する。

(参考)

市立常磐病院の引継ぎに関する契約のスキーム

